

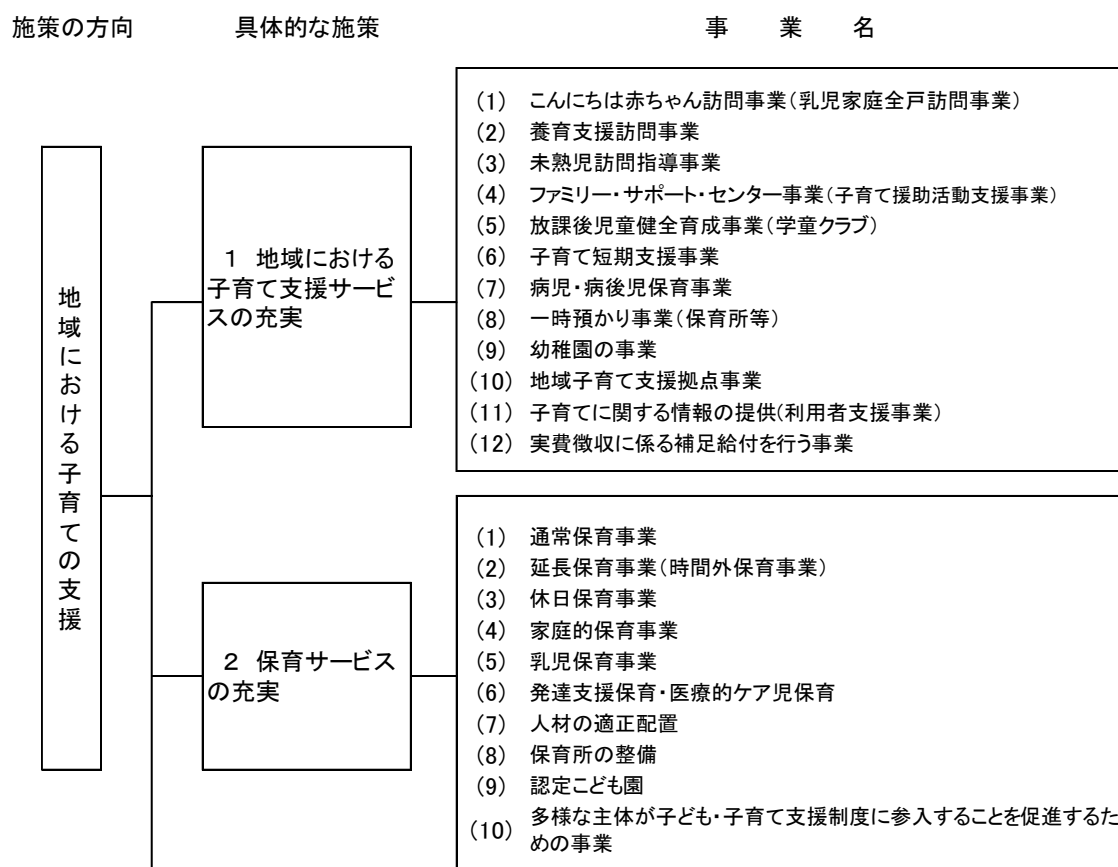
第3部 次世代育成支援対策「令和2年～6年度」（後期行動計画）

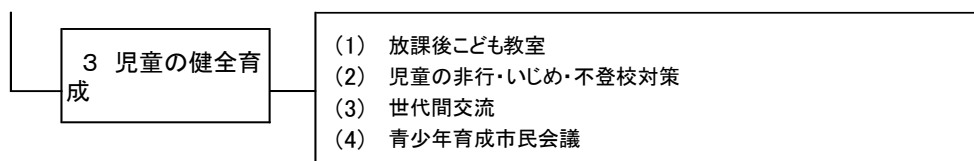
第1章 地域における子育ての支援

【基本方針】

近年核家族化や高齢化の進展、女性の社会進出などにより、子育て環境が大きく変化し、地域の連帯感や関わりが希薄化しています。

また、少子化が進む中で地域に同年齢児が少なくなっているという現状や、社会全体での子育てという観点から、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。このため、身近なところで相談できる体制を整備したり、学習機会の充実を図るなど地域における子育てを次世代育成支援対策の前期行動計画に理念を引き継ぎ、後期行動計画でも総合的に支援していきます。





< 1 > 地域における子育て支援サービスの充実

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービスの提供につなげていきます。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

参考項目（数値目標等）P29 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
< 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策 【7】 乳児家庭全戸訪問事業

(2) 養育支援訪問事業

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えており、養育のための支援が特に必要である家庭に対して、養育支援訪問支援者がその居宅を訪問し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

訪問支援は、乳幼児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型を基本として、家庭相談員、保健師等が専門的支援を行うとともに、必要に応じて子育て経験者、ヘルパー等が家事支援を行います。

児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援を実施し、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

参考項目（数値目標等）P29 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
< 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策 【8】 養育支援訪問事業

（3）未熟児訪問指導事業

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して、疾患等による障がいや、発育障がいの可能性が高いため、その家庭を訪問し適切な保健指導を実施し支援を行っていきます。

（4）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センターは、仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、乳幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連携及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。

本市では、NPO法人に委託し運営しており、順調に利用者も増加していることから、今後も広報や乳幼児健診の機会を活用して周知を徹底し、組織の強化を図っていきます。

表1 ファミリー・サポート・センター事業目標事業量

年 度	現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
目標協力会員数	253人	250人	255人	260人	265人	270人
目標依頼会員数	869人	870人	875人	880人	885人	890人
目標両方会員数	137人	140人	142人	144人	146人	148人

参考項目（数値目標等）P35 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【13】ファミリー・サポート・センター事業

（5）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。

小学校の児童数は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加等により入所希望者は多く、高い需要が見込まれております。また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定により、基準に適合した施設運営を推進してまいります。

今後は、民間事業者への委託拡大や各学校の児童数の減少が見込まれることから、

複数の学校から施設を利用するための送迎加算事業の活用等を図っていきます。

また、支援員の資格取得を推進し質の向上を図るとともに、終了時間の延長を望む利用者が多いことから、各クラブの実情に合わせて、必要により終了時間の延長を促していきます。

表2 放課後児童健全育成事業目標事業量

年 度	現 状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標定員数	1,354人	1,415人	1,435人	1,440人	1,470人	1,470人
目標か所数	39か所	41か所	42か所	42か所	43か所	43か所

参考項目（数値目標等）P27 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策【5】放課後児童健全育成事業

（6）子育て短期支援事業

1）ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）

児童の保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に、児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

保護者の疾病、育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由、出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由、冠婚葬祭、転勤、出張など社会的な事由等で児童の養育が緊急一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

2）トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、その児童を児童養護施設等で預かる制度です。

現在、本市では実施していませんが、需要を見極めながら検討していきます。

参考項目（数値目標等）P28 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【6】子育て短期支援事業

（7）病児・病後児保育事業

地域の病児・病後児（小学生以下）を対象に、病気の治療中・回復期にあつて集団保育をすることが困難な時期に一時的にその児童を預かるのが「病児・病後児保育」です。病児保育事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業となります。

現在、病児保育を1か所、病後児保育を民間保育園等で2か所、体調不良児保育を公立保育園で1か所実施しています。

表3 病児・病後児保育目標事業量

年 度	現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標定員数	14人	14人	14人	14人	14人	14人
目標か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

参考項目（数値目標等）P34 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【12】病児・病後児保育事業

（8）一時預かり事業（保育所等）

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気やけが、リフレッシュ等の理由により、子どもを一時的に保育するのが、一時預かり事業です。

必用に応じ対応できる体制を確保し、利用を希望する子どもについては、すべて受け入れを行っていきます。

参考項目（数値目標等）P32 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【11】一時預かり事業

（9）幼稚園の事業

1）一時預かり事業

保護者の急な用事や、冠婚葬祭等一時的な保育時間延長の希望に応じて、現在、市内の幼稚園8園で預かり保育を実施しており、さらに夏休みなどの長期休暇中も実施しています。

子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、必用に応じ対応できる体制を確保

し、利用を希望する子どもについては、すべて受け入れを行っていきます。

2) 地域子育て等推進事業

地域の親子のふれあい、また、高齢者との交流や園庭の地域への開放など、地域と連携する子育て活動を推進しています。

今後も実施園の拡充、また、実施内容の充実についても要請していきます。

(10) 地域子育て支援拠点事業

1) 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターでは、『子育て等に関する相談・各種講習会の実施』、『子育てサークル等の育成・支援』、『地域の子育ての情報提供』等のサービスを実施しています。

現在、4カ所の保育所に設置しており、今後も事業内容をさらに充実させ、地域の子育ての拠点として、より地域と密着した事業を展開していきます。

表7 地域子育て支援センター事業目標事業量

年 度	現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

2) つどいの広場事業

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。

つどいの広場は1か所を設置しており、子育て中の親とその子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開しております。

表8 つどいの広場事業目標事業量

年 度	現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

参考項目（数値目標等）P31 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 <1>支援事業の見込み及び確保の方策 【10】地域子育て支援拠点事業

3) 子育てサロン

子育て中の方が子育てを楽しんだり、子育て仲間をつくったりする“ふれあいの場”として、子育て支援サークルや、地域の人たちによる「子育てサロン」が地区コミュニティセンターなどで開催されています。

今後も、様々な事業を実施し、地域の子育て支援機能としての役割を担っていきます。

(11) 子育てに関する情報の提供（利用者支援事業）

子育て中の親子は、子育てに関する施設や、子どもの遊び場、子どもに係る医療機関など、様々な情報を求めています。

子育てに関する情報は、市ホームページをはじめとして、「広報かぬま」「子育て応援ブック」や様々なパンフレットを活用し情報を提供しています。

子育て世代包括支援センター「いちごっこかぬま」を中心に子育てに関する情報の発信、相談を担っていきます。

また、乳幼児健診や各教室が参加者同士の情報交換の場となるよう努めていきます。

参考項目（数値目標等）P 2 4 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
< 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策 【1】利用者支援事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得等を勘案し、物品や行事参加の費用などを助成する事業です。平成28年度に事業を開始し、令和元年10月には保育料無償化により、私学助成幼稚園の副食費も補足給付対象となりました。

参考項目 P 2 6 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
< 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策 【3】実費徴収に係る補足給付を行う事業

＜2＞ 保育サービスの充実

急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援事業計画に沿った保育サービスを充実させていきます。

（1）通常保育事業

本市では、公立保育所が8施設（うち1施設は休園）、民間保育所が13施設設置されており、就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加とともに入所児童数は増加傾向にあります。

今後も、保育ニーズに対応できるよう通常保育の充実と保護者の利便性の確保を図っていきます。

（2）延長保育事業（時間外保育事業）

現在、本市では延長保育を公立4施設、民間保育園で実施していますが、就労形態の多様化により延長保育の希望もあることから、保育需要に合わせて延長保育サービスの充実を図っていきます。

参考項目（数値目標等）P25 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 ＜1＞支援事業の見込み及び確保の方策【2】延長保育事業

（3）休日保育事業

現在、民間保育園1施設で実施しています。休日保育の需要が増えていることから、保育需要に合わせてサービスの充実を図っていきます。

表11 休日保育事業目標事業量

年 度	現 状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標定員数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（4）地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた次の地域型保育事業を、本計画のニーズ量等と勘案し、市の認可する事業として検討・推進します。

- ・小規模保育事業

少人数を対象に、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

- ・家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行います。

- ・事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

- ・居宅訪問型保育事業

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1の保育を行います。

（5）乳児保育事業

現在、公私あわせて保育所19施設で乳児保育を実施しており、令和元年10月1日現在入所している0歳児は171人です。

表13 乳児保育事業目標事業量

年 度	現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標か所数	19か所	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

（6）発達支援保育・医療的ケア児保育

本市では、公私すべての保育所（利用定員20名以上の施設）で発達に支援の必要な児童の受入れが可能であり、支援に必要な保育士数を配置しています。

また、令和元年度から専門の看護師の配置を行い、日常生活を営むために医療的なケアを必要とする「医療的ケア児」の保育も実施しており、今後もその対応を行っていきます。

表14 発達支援保育事業目標事業量

年 度	現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標か所数	21か所	20か所	20か所	20か所	20か所	20か所

（7）人材の適正配置

保育所は、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）に基づき、入所児童数に対して保育士が適正に配置されています。

今後も適正に保育士を配置していきます。また、特別保育サービス向上のために保育士の確保に努めます。

（8）保育所の整備

鹿沼市保育園整備計画により、推進していきます。

参考項目（整備計画）P79 第4部 鹿沼市保育園整備計画
＜3＞保育園の運営と整備の基本的な考え方

（9）認定こども園

認定こども園は、「就学前の子どもに教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」の二つの機能を備えており、幼保一体化機能及び地域子育て支援機能が確保されています。

今後は、保護者のニーズなど状況を踏まえながら、認定こども園への移行や保育枠の拡充を推進していきます。

（10）多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿の確保や、新制度における住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対し、事業運営や事業実施に関する相談・助言等を実施していきます。

参考項目 P26 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
＜1＞支援事業の見込み及び確保の方策
【4】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

＜3＞ 児童の健全育成

（1）放課後こども教室

本市では、8か所で放課後こども教室が開設されています。引き続き、小学校の余裕教室等を活用し、地域のボランティア等の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施していきます。

今後は、「鹿沼市教育ビジョン基本計画Ⅱ期」に基づき、放課後児童健全育成事業とも連携等を検討していきます。

（2）児童の非行・いじめ・不登校対策

児童の非行・いじめ・不登校に対しては、その兆候を早期に発見することが重要です。そのため、本市では、いじめを早期に発見するため「Q-Uテスト」を取り入れるなど、その防止に力をいれてきました。

今後も、相談体制を充実し、家庭・学校・地域が連携して対応を強化していきます。

また、不登校児童への対策としては、今後、各学校での取組を強化するとともに、不登校児童の学校への適応、復帰をめざして適応指導教室の充実に努めていきます。

（3）世代間交流

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、教育・保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を子育て世代との交流を図ることで、子育て支援への参画ができるような体制づくりを進めます。

（4）青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することは、市民すべての願いです。

この願いを実現するためには、青少年自らが生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立をめざすよう努めるとともに、市民すべてが、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を推進することが大切です。この運動を地域社会が支援し推進していく組織が「鹿沼市青少年育成市民会議」です。

この組織は、市内17地区の青少年育成市民会議の他、少年指導員会、子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会など16団体で構成されており、青少年の健全育

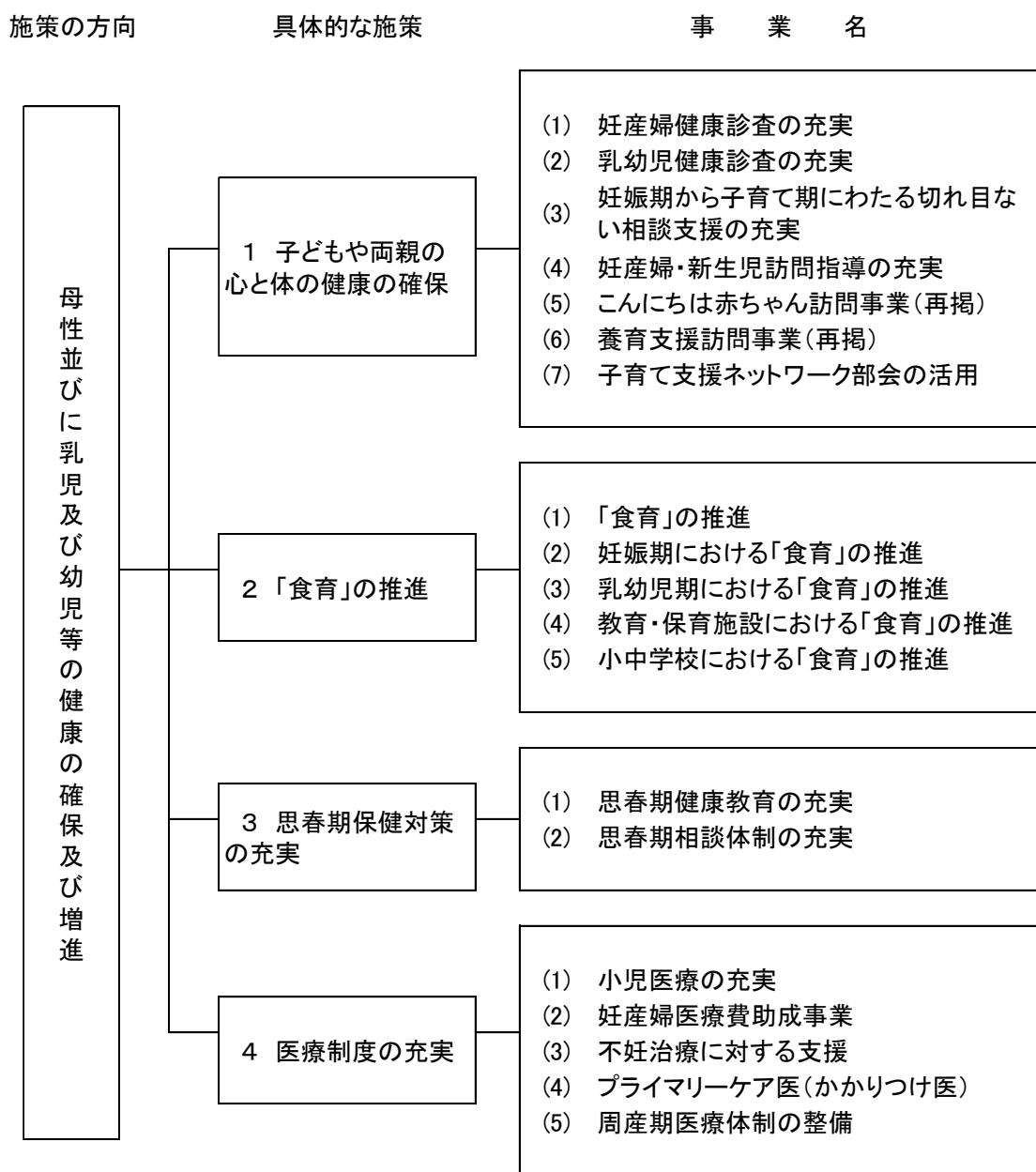
第3部次世代育成支援対策（後期行動計画）

成のため、研修会、あいさつ運動、家庭の日の普及啓発等を推進しています。

上部機関として、国においては（社）青少年育成国民会議が、県においては栃木県青少年育成県民会議が組織されています。

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本方針
 女性の社会進出、少子化の進行、児童虐待の増加等、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもを健やかに生み育てられるよう、地域ぐるみの子育て支援、児童虐待防止対策の充実、きめ細やかな子育て支援事業の拡充など、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりが必要です。
 母性及び乳幼児の健康増進を図るために、訪問指導、相談、健康診査、各種健康教室等を充実していきます。



< 1 > 子どもや両親の心と体の健康の確保

（1）妊産婦健康診査の充実

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導を行うため、医療機関に委託して実施しています。

また、その経済的負担の軽減を図ることを目的に、費用の公費負担を行っており、妊婦健診14回分の助成と、平成29年からは産婦の健康診査2回分の助成も行っています。

経済的負担を理由に、未健診のまま出産に至ってしまうことなく、安全・安心な出産が迎えられるよう助成制度の周知に努め、早期の妊娠届出、その後の定期的な受診を勧奨していきます。

女性の職場進出が進み、妊娠中から出産後も継続して働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において母性が尊重され、働きながら安心して子どもを生むことができる条件を整備することは、重要な課題です。

本市では、母子健康手帳交付時にマタニティグッズの配布や、医師等の指導事項を的確に事業主に伝えることができるようにするための「母性健康管理指導事項連絡カード」を周知しています。今後も、妊婦にやさしい環境づくりを推進していきます。

参考項目 P36 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
< 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策【14】妊婦健康診査

（2）乳幼児健康診査の充実

本市では、「疾病や異常の早期発見（二次予防）と、さらにリスクの早期発見による疾病等の発生予防（一次予防）のために保健指導につなげる」ことや「育児支援の場」として、先天性股関節脱臼、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診を実施しています。

さらに、令和元年度から3歳児健診における視覚検査の屈折検査導入、令和2年度から新生児聴覚検査費用助成事業を新たに導入し、健康診査事業の充実を図ります。

また、就学に向けた育児支援の強化として、年中児を対象に5歳児健診を実施しています。

各健診は対象者への個別通知により95%以上の高い受診率となっていますが、健診未受診者の中には、虐待を含むハイリスクケースが潜んでいる可能性も高いため、

個別支援のほか各関係機関との連携を強化するとともに、健診が子育ての孤立化を防ぐためにも有効な場となるよう内容の充実を図ります。

（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援の充実

平成29年度に、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応することを目的に、子育て世代包括支援センター「いちごっこ かぬま」（利用者支援事業）を開設しました。妊娠届出時の全数面接を実施して相談に応じることをきっかけに、支援が必要な妊婦（特定妊婦・ハイリスク要支援妊婦）を把握し、妊娠早期から出産・子育て期への切れ目ない相談支援につなげています。

妊娠中期・後期には、妊婦とその家族を対象として、マタニティ歯科教室、プレパパ・プレママデビュー塾を実施し、妊娠・出産・育児に関する情報の提供や仲間づくりを支援しています。夫婦で出産に対する心構えと二人で育児をしていくという準備をするには良い機会となっています。

出産後においても、令和元年度から開始した3つの質問票を活用して、出生届時の育児支援グッズ配布、産後2週間と1か月のエジンバラ産後うつ病質問票結果による医療機関との連携、こんにちは赤ちゃん訪問届出時面接を実施し、相談支援の充実を図っています。

また、これまでサービスの手薄だった産後すぐから4か月健診前の時期に、母子が来所して専門職の相談や仲間とおしゃべりができる産後サポート事業「いちごっこRoom」、産科医療機関に通所・宿泊してケアを受ける「産後ケア事業」を開始し、母子の孤立を予防し、産後うつや虐待予防のための支援も充実させていきます。

参考項目 P24 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
<1>支援事業の見込み及び確保の方策【1】利用者支援事業

（4）妊産婦・新生児訪問指導の充実

妊娠届出時面接により把握された、支援が必要な妊婦（特定妊婦・ハイリスク要支援妊婦）に対し、電話や家庭訪問等を通して妊娠早期から信頼関係を築くよう努め、必要時は、産科医療機関と連携して産後入院中からの面接や退院支援まで切れ目なく支援しています。また、特定妊婦については、「要保護児童ネットワーク会議」、「いちごっこかぬま医療機関連携会議」の中で進行管理をしており、出産後間もない時期にリスクが高まる、産後うつ・不適切な養育や虐待の予防においても、妊産婦・新生

児訪問が重要な役割を担っています。今後も訪問指導の強化・充実を図ります。

（５）こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲） P38

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービス提供につなげています。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

（６）養育支援訪問事業（再掲） P38

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えており、養育のための支援が特に必要である家庭に対して、養育支援訪問支援者がその居宅を訪問し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

訪問支援は、乳幼児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型を基本として、家庭相談員、保健師等が専門的支援を行うとともに、必要に応じて子育て経験者、ヘルパー等が家事支援を行います。

児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援を実施し、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

（７）子育て支援ネットワーク部会の活用

次代の社会を支えるすべての子どもが、健やかに成長することができ、両親が安心して子育てできる街づくりを促進することが必要です。

今後も、子育て支援ネットワーク部会を活用し、子育て支援及び発達支援について、関係機関との連携、サービスの質の向上を図っていきます。

参考項目 P30 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
<1>支援事業の見込み及び確保の方策
【9】子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

＜2＞「食育」の推進

（1）「食育」の推進

「朝食の欠食」や「不規則な食事」、「食事内容の偏り」などの食習慣の乱れにより、「心と身体の問題」が子どもたちに生じている現状を考え、乳幼児期からの「正しい食事の摂り方」や「望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくり」による心身の健全育成を図る必要があります。

これらをふまえ、保健分野や教育分野、生産分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習の機会や、情報提供を進めていきます。

鹿沼市においては、食育推進基本計画「かぬま元気もりもりプラン PARTⅢ」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが、「食べる力」を身につけて、かぬまの“食と農”を通して、「笑顔あふれる元気なかぬま」を目指していきます。

（2）妊娠期における「食育」の推進

健康な食生活は子どもの健やかな発達に大きく影響します。妊娠前からの正しい食生活を身につけることが必要となります。特に妊娠中は母体の栄養が胎児に影響を与えることが大きいので、母体と胎児のための十分なエネルギー量を、体重の変化を確認しながら摂取するとともに、バランスのとれた食事について指導を行っていきます。そのため、マタニティ歯科教室などを通して、赤ちゃんが健やかに成長し、お母さんも元気で過ごすための食生活について伝えていきます。

（3）乳幼児期における「食育」の推進

身体発育や味覚の形成などの感覚機能・咀嚼機能などの発達が著しい時期にあるため、子どもの発達段階にあった授乳や離乳食の進め方は、正しい食事を身につけるための基本です。この時期の担い手は保護者であり、保護者の意識や行動が大きく影響します。これらのことについて、各種健康診査や育児相談、離乳食教室、2歳児教室などを通して、食習慣や、生活リズムの基礎を身につけるとともに、食への興味や関心を高め、食べる意欲を養います。

（4）教育・保育施設における「食育」の推進

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）は保護者と離れて生活するはじ

めての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。

保護者の生活習慣や意識が子どもに大きく影響することから、各機関と連携し、園児を通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。

（５）小中学校における「食育」の推進

小中学校では、食に関する学習が家庭科や学級活動及び日々の学校給食等において進められています。

今後も、市内小中学校等に勤務する栄養教諭等が授業や個別指導に係わり、専門性を生かした指導ができるよう体制の整備をしていきます。

＜3＞ 思春期保健対策の充実

（１）思春期健康教育の充実

近年は、スマートフォンやSNS等の普及により、様々な情報を容易に得ることができるようになった反面、誤った情報や危険な情報も氾濫しています。大人たちが子どもを守るばかりでなく、子どもたち自身が正しい情報を得る力を身に付けることも重要になっています。

そのために、子どもたち自らが心身の健康に関心を持ち、健全な成長のための正しい知識を身に付け、よりよい将来を送るために健康の保持・増進に取り組めるよう、関係機関と連携を図りながら種々の健康教育を実施していきます。

また、将来の自殺予防やこころの健康につながる教育として、命の大切さや自己肯定感を養うための授業及びSOSの出し方教育、保護者等を対象とした「こころといのち」の講演会や事業における普及啓発を行っていきます。

喫煙や飲酒、薬物乱用については、学校を中心に関係機関の協力を得ながら啓発が進められています。喫煙教育については、成人を対象とした健康教育の推進と合わせて、「喫煙の害について」啓発活動を広めていきます。

（２）思春期相談体制の充実

思春期は、人の一生の中で精神的、身体的な発達がもっともめざましく、大人と子どもの両面をもつ時期であり、心と身体の不調和と氾濫する情報の中で、性と心の健康問題が生じています。

そのような成長過程にある思春期は、保護者をはじめ、周囲の人たちが思春期の特性を十分理解して子どもたちと接することが大切です。また、子どもたち自身が、自らの体に起こる変化を理解して対処できるよう、思春期健康教育を通して正しい知識を伝えると同時に、相談窓口の周知に努めていきます。

< 4 > 医療制度の充実

（1）小児医療の充実

1）休日・夜間医療の充実

鹿沼市における、休日・夜間医療については、昭和54年に休日急患診療所、休日急患歯科診療所を開設し、平成17年から休日急患診療所が夜間の対応を始めました。

平成30年度における、小児科の受診者は診療所の受診者の約50%になっていることから、休日・夜間の医療体制は今後も維持していく必要があります。

平成27年度には、休日・夜間の医療体制を更に充実させるため、貝島町に診療所を新築し移設しました。

体制維持のため、今後も医師会、歯科医師会と連携し医師の確保に努めていきます。

また、救急電話相談（#8000）の利用についても周知を図っていきます。

2）こども医療費助成の充実

子どもの医療費については、中学3年生までの助成を行っています。今後も事業を継続していきます。

3）出産育児一時給付金支給事業

国民健康保険加入者の出産に関し、一時金を給付することによって、出産及び育児を経済的に支援していますが、今後も事業を継続していきます。

（2）妊産婦医療費助成事業

本市在住の妊産婦を対象に、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進するため各種健康保険の一部自己負担額を助成しています。

今後も、妊産婦医療費助成制度の周知徹底を図っていきます。

（3）不妊治療に対する支援

本市では、平成16年4月1日から、不妊治療の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図るよう不妊治療費助成制度を創設しました。

平成18年度からは、第2子以降の治療においても助成ができるようにし、さらに、平成21年度より、回数の拡充、平成24年9月からは、対象者の拡充をしています。

申請件数は年々増加傾向にあります。不妊に関わる問題は、経済的負担に加え、身体的・精神的にも大きな負担があります。今後はさらに事業の周知や経済的支援に加え、電話や面接による相談において心理的サポートの充実を図ります。

（4）プライマリーケア医（かかりつけ医）

気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、安心して親しみのある包括的な医療を受けられることが望まれます。

現在、本市では、乳幼児健診や広報、ホームページ等による医療情報の提供を行っています。今後、関係機関との連携を図りながら、かかりつけ医を持てるよう推進していきます。

（5）周産期医療体制の整備

先天異常等の疾患は、医療技術の進歩から周産期にその大多数の病態把握が可能となり、周産期における治療の重要性が増加しています。

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、栃木県は、高度医療が整っている自治医科大学附属病院、獨協医科大学病院の総合周産期母子医療センター内に設置した周産期医療連携センターを中心に各医療機関の連携強化に取り組んでいます。

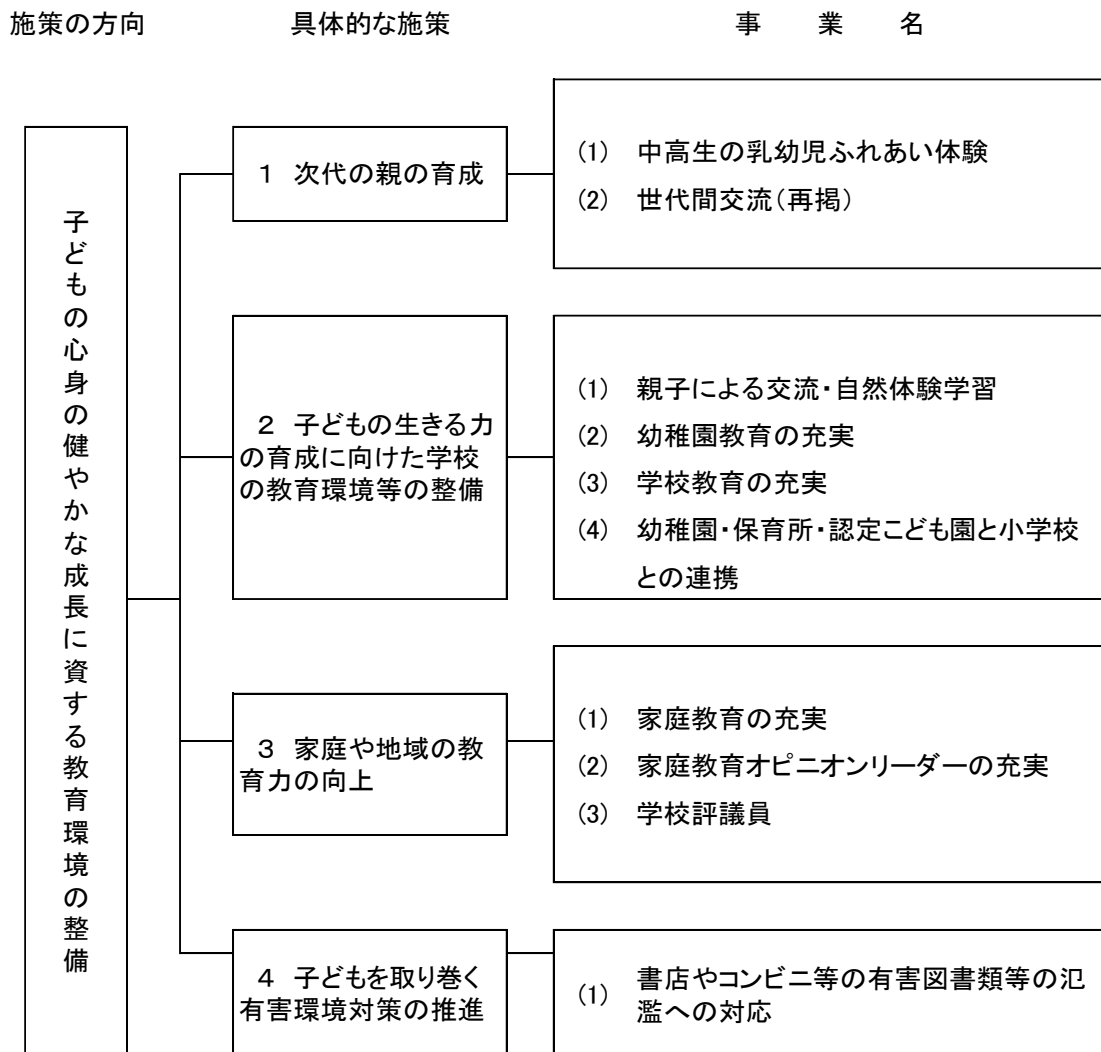
栃木県は、全国と比して周産期死亡率・乳児死亡率とも高いため、今後も、栃木県が行う広域的な周産期高度医療体制の周知と利用を促進していきます。

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本方針

幼児の心身の健全な発達を促進するため、幼児教育の質的な向上に努めるとともに、良好な教育環境の整備に努めます。

また、家庭や地域との連携を深めながら、ボランティア活動などの多様な「生活体験」、「お手伝い」、「自然体験」等体験活動の推進、「道徳観・正義感」を身に付ける教育機会の充実を図ります。



＜1＞ 次代の親の育成

（1）中高生の乳幼児ふれあい体験

赤ちゃんとふれあい、関わることは、中高生の他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。中高生と、赤ちゃんとの「交流」を通じて、中高生にテレビやゲームの疑似体験ではなく、実際に、肌で感じてもらうことにより、中高生の健全な育成を図ることができるとともに、特に子どもを生み育てることの意義の理解と子どもや家庭の大切さを理解し、将来の結婚・子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待防止につなげることもできます。

現在、地域子育て支援拠点事業の一環として、本市では小中学校へ赤ちゃんが訪問して、一緒に遊び、触れ合い、命の尊さや心身の発達を学ぶ「赤ちゃん交流体験事業いちご未来ふれ愛プロジェクト」を実施しています。また、中高生を対象とした学校単位で、受け入れ体制の整っている保育所へ出向き、乳幼児とのふれあい体験を実施しています。

今後は、赤ちゃん交流体験事業の充実に取組んでいきます。

（2）世代間交流（再掲）P47

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を子育て世代との交流を図ることで、子育て支援の参画ができるような体制づくりを進めます。

＜2＞子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

（1）親子による交流・自然体験学習

完全学校週5日制のもと、ゆとりの中で、子どもたちに「生きる力」を育むことや「豊かな人間性」を見出すことが必要です。

美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性や正義感、公正さを重んじる心・生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観・他人を思いやる心や社会貢献の精神・自立心、自己抑制力、責任感・他者との共生や異質なものへの寛容

等を身に付けるため、今後も、親子による世代間交流や自然体験交流センターの活用を図り、習得できるよう推進していきます。

（２）幼稚園教育の充実

幼稚園や認定こども園では、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう幼児期における教育を行うとともに、地域においてもさまざまな子育て支援活動を行う必要があります。

現在、本市では、幼稚園教育の振興を図るため各種補助金を交付して支援しています。

（３）学校教育の充実

社会において自律的に生きるために必要な「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るため、学校教育を通じて、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を新しい時代に必要となる資質・能力として捉え、これらの資質・能力をバランスよく育成します。

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るための、少人数指導等の導入や、豊かな心を育てるための、自然体験や社会体験などの豊かな体験活動の実践、運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進と体力の向上を図るための具体的実践を継続していきます。

策定した「鹿沼市教育ビジョン基本計画Ⅱ期」を指針として、未来を担う児童生徒の姿を描き、その育成のために必要な施策の見直しを行っていきます。

（４）幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を図ることが、幼稚園・保育所・認定こども園を卒園した子どもたちがスムーズに小学校生活になじめる第1歩です。

現在本市では、小学校の行事に園児や保育者が参加したり、幼稚園・保育所・認定こども園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催したりするなど、小学校区の近くにあるそれぞれの園と学校が地域的な交流を進めています。

今後は、各地域での話し合いをし、それぞれの指導者がお互いの集団生活を把握し、子どもたちが戸惑うことなく生活できる支援体制の整備を目指していきます。

また、連携内容が充実するように他地域の交流状況の情報交換を密にし、さらに連携が深まるよう努めていきます。

＜3＞ 家庭や地域の教育力の向上

（1）家庭教育の充実

家庭教育は、乳幼児期からの愛情に支えられた家族とのふれあいを通じて、子どもの豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っています。

しかし、核家族化・共働き世帯やひとり親家庭の増加などの家庭環境の多様化や、都市化・少子化などの地域社会の変化等により、子育ての不安や負担感を抱え、自信が持てず、それぞれの家庭において子育ての行き詰まり感を抱えながら、子育てに取り組んでいる人も少なくありません。

現在、本市では、教育委員会から委託を受けた家庭教育振興会で「子育てスクール（家庭教育学級）」の開級や講演会を開催し、親同士の学び合いや仲間づくりの機会を提供しています。

また、乳幼児期の家庭教育は、子どもにとって生涯にわたっての人間形成に資する面が大きい重要な時期です。親にとっての子育ての始めの時期の支援を充実することが必要です。そのために、妊娠期のこれから親になる世代に対して、プレパパ・プレママデビュー塾を開催し、妊娠中からこどもの発達と育児についてイメージを膨らませ養育環境を整えられるように、親になることについて学ぶ機会を設けています。

さらに、幼児期の子どもを持つ家庭を対象とした「スマイルクラブ」や、小学校入学を迎えた保護者を対象にした「親学習プログラム」の実施などにより、悩みや不安の解消・保護者間のネットワークを広げることを目的として行っています。

今後も、子の親としての学びや育ちを応援するため、子どもの発達段階に応じた学ぶ機会の充実を図っていきます。

（2）家庭教育オピニオンリーダーの充実

子どもの成長を支えていくため、様々な世代や立場の人たちの理解や取り組みを促すことが必要です。子どもの成長発達を手助けする人が増えていくことで、家庭教育を支えていくことができます。

現在本市には、子育ての先輩で、家庭教育の指導者として研修を受けた家庭教育オピニオンリーダーがいます。そして、公民館などで、子どものしつけや発育、家族のあり方などの子育てに関する相談に応じたり学習会を開催するなど、子育て支援のボランティア活動を行っています。

今後も、親向けに子育て講座の機会を提供できるよう、家庭教育オピニオンリーダーへの支援をさらに推進していきます。また、家庭教育オピニオンリーダー研修への参加者を発掘し、養成していきます。

（3）学校評議員

学校の運営に関して、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、全小中学校に学校評議員が設置されています。

今後も、学校評議員制度を継続しながら、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

<4> 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

（1）書店やコンビニ等の有害図書類等の氾濫への対応

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が一部販売されています。また、インターネットやスマートフォン等のメディアを駆使したイジメや有害情報の氾濫は、子どもの健全育成にとって悪影響が懸念されています。このことから、行政機関と青少年育成市民会議等の関係団体が地域と連携・協力をして社会環境の浄化に努めていきます。



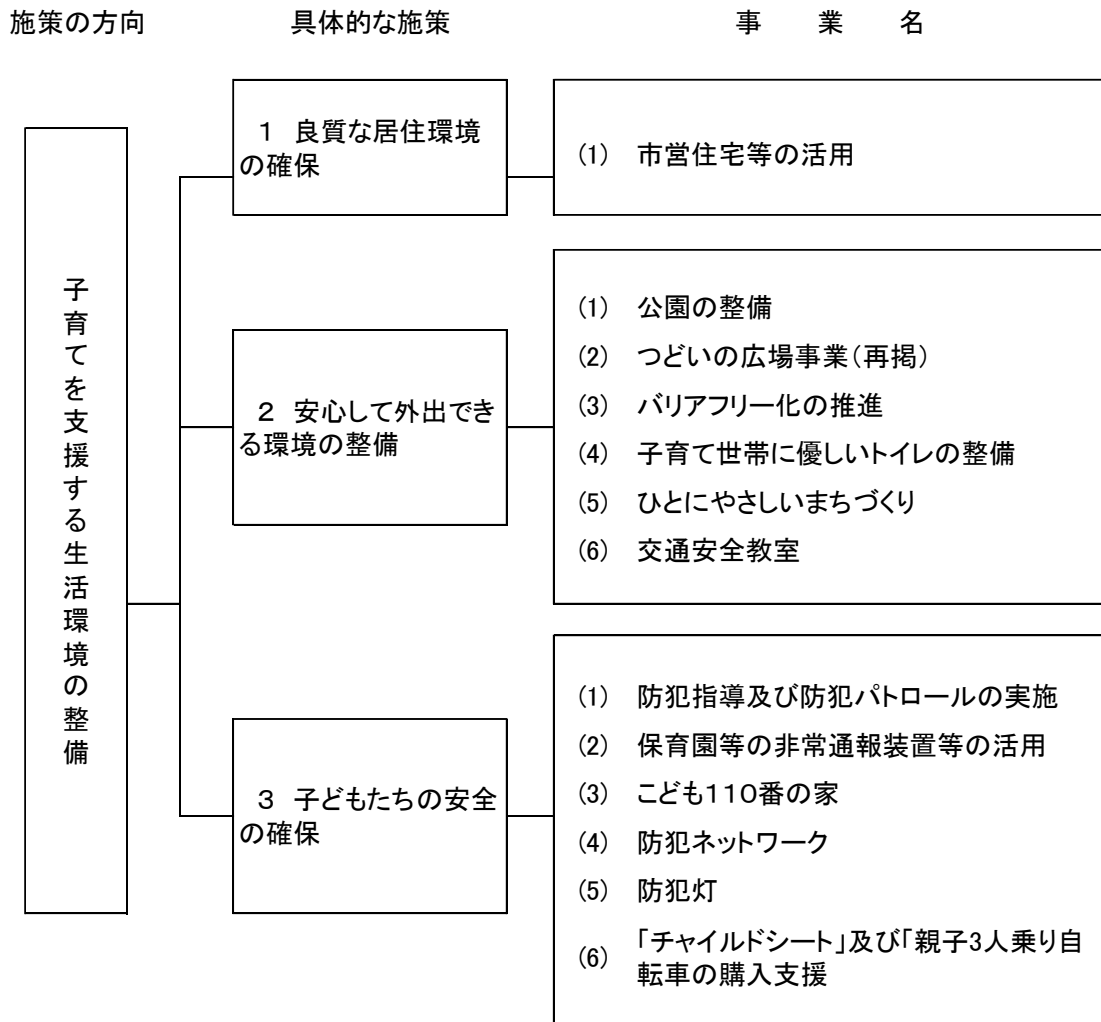
第4章 子育てを支援する生活環境の整備

基本方針

次代に良好な環境を引き継ぐため、行政と住民が一体となって、地域環境の保全・創造を図り、環境に配慮したまちづくりを推進します。

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等ができるような環境整備を行うとともに、子育てを支援する良質な住宅・居住環境を整備していきます。

市役所をはじめとする公共施設や公共交通機関、多数の人が利用する建築物、さらに公園などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、バリアフリー化を推進していきます。



< 1 > 良質な居住環境の確保

（1）市営住宅等の活用

子育て世代が、地域において、安全・安心で快適な住生活を営むことができるようにするためには、良質な住宅が供給される環境の整備が必要です。

市営住宅等の長寿命化を含めた安全確保と機能保全を図ることにより、若い夫婦が安心して暮らすことができる子育てのしやすい生活環境を提供して、定住化を促進し、地域の活性化及び安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

< 2 > 安心して外出できる環境の整備

（1）公園の整備

子どもが安心してのびのび遊べる多様な空間の整備・保全を図ることが必要です。今後も、公園や緑地の整備・適正配置に関する方針を定めた「鹿沼市花と緑と清流のまちづくり基本計画」に基づき、既存ストックを有効に活用しながら、子供が安心してのびのび遊べる多様な空間の整備・保全を図ります。

（2）つどいの広場事業（再掲） P42

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。

つどいの広場は平成22年の開設から、子育て中の親とその子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開しております。

また、小中学校へ赤ちゃんが親子で訪問し、児童・生徒との一緒に遊び、触れ合い、命の尊さや心身の発達を学ぶとともに、地域の一員として交流の場としています。

（3）こどもの遊び場事業

令和2年度に、天候を気にすることなく、こどもが元気に遊び、子育て世代を始めとする多世代交流の場となる遊び場兼休憩施設が花木センター内に開設します。乳幼児から小学校低学年を中心に遊びの場を提供し、併せて木育を中心としたワークショップを開催することで、こどもの遊びを通じた健全育成につなげていきます。

（４）バリアフリー化の推進

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくる必要があります。

歩道の段差などがベビーカーなどの通行の妨げになることが多いため、今後も引き続き歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進します。

（５）子育て世帯に優しいトイレの整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進していきます。

（６）ひとにやさしいまちづくり

県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「ひとにやさしいまちづくり条例」が施行されています。これを受け、本市においては、公共施設等を快適に過ごせるようバリアフリーのまちづくり推進に努めています。

今後も、市民が暮らしやすく住みやすいまちづくりを目指してひとにやさしいまちづくりの推進に努めていきます。

（７）交通安全教室

現在、本市では、保育所や幼稚園、認定こども園、小・中学校で交通安全教室を実施し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めています。

児童・生徒の交通災害は、原因が被害者である児童・生徒の不注意による場合が少なくありません。

今後も、さらに充実した交通安全教室となるよう支援していきます。

<3> 子どもたちの安全の確保

（１）防犯指導及び防犯パトロールの実施

子どもを犯罪の被害から守るため、警察や防犯団体等との連携・協力を図るとともに、地域防犯意識の向上に努めます。

また、小中学校区を基本とし、学校とPTAが中心となり自治会や地域の関係団体等で構成する各学校区安全安心対策委員会のもと、登下校時における見守りや安全マップの作成、防犯教室等を開催し危険回避能力の育成に努めている他、スクール・ガードリーダーの配置や青色回転灯装備車によるパトロール活動を実施し、子どもたちの安全な環境づくりを推進していきます。

（2）保育所等の非常通報装置等の活用

保育所等の児童の安全確保のため、事件発生時の対応として、警察への非常通報装置を設置しており、今後とも児童の安全確保に努めていきます。

また、防犯カメラの設置等を進めていきます。

（3）こども 110 番の家

現在、本市内全域に多くの「こども 110 番の家」の避難場所が設置されており、「こども 110 番の家」を示すプレートが不審者に対して抑止力になっています。

今後も、「こども 110 番の家」の増加に向けた啓発や周知に努めるとともに、自治会、子ども会育成会、PTA、警察等が連携・協力して児童、生徒の安全安心を見守っていきます。

（4）防犯ネットワーク

自治会など地域防犯団体が、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援していきます。

犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の連携がさらに深まるよう支援していきます。

今後、防犯活動をするうえでの意見交換を行いながら、連携を深めていけるようネットワークの仕組みを整備し推進していきます。

（5）防犯灯

照明のない暗いまちは、犯罪の発生が増加し、住民の恐怖感も増します。市、自治会などが協力し、明るいまちづくりを推進するために、防犯灯の設置を促進します。

また、各世帯においても住まいの外灯の点灯を促進し、夜間の安心を確保していきます。

（6）「チャイルドシート」及び「親子3人乗り自転車」の購入支援

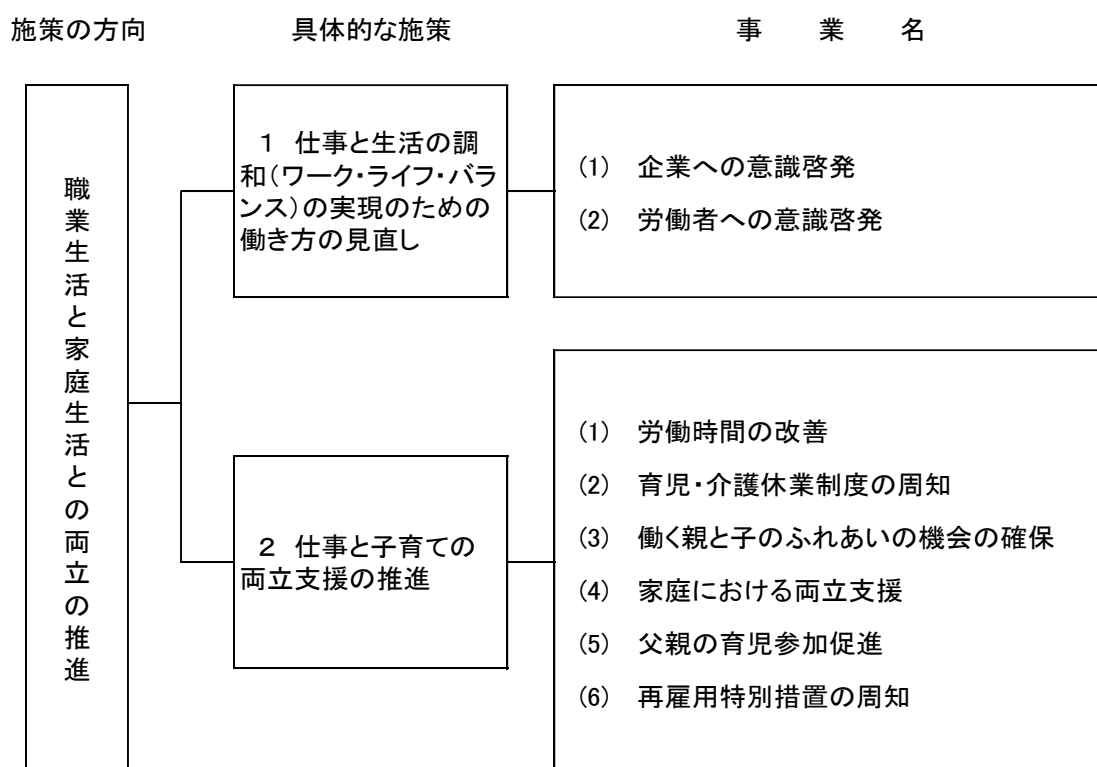
子どもの安全と子育て家庭への経済的な負担を軽減するため、「チャイルドシート」及び「幼児2人同乗用自転車」の購入に対して、助成金の交付を行います。

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本方針

社会経済情勢が急速に変化していく中、家庭内の子育ての負担感を緩和するためには、家庭における役割分担にとどまらず、職場内での役割分担を含めた職場環境の見直しが求められています。

そのため、職場環境の整備を推進するとともに、男性、女性が子育てを行えるよう、企業への働きかけを促進していきます。



＜1＞ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の

ための働き方の見直し

（1）企業への意識啓発

共働き世帯が増加する中、多様な働き方の選択ができていないことや長時間労働など、一人ひとりにとって、自分自身の仕事と生活の調和がとれていないことなどが課題となっています。

ワークライフバランスの推進の取組については、時間外労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善等が挙げられます。

平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇取得の一部義務化等が盛り込まれました。

本市でも、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うよう企業に対して働きかけをしていきます。

さらに、引き続き「企業内子育て環境アップ事業」を推進し、育児休業等の取得、子育て期間中の労働時間の設定改善など子育てをしやすい企業風土及び職場環境の整備、推進への呼びかけをしていきます。

また、「かぬま子育て応援企業の認定事業」を推進していきます。

（2）労働者への意識啓発

社会全体で「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」を推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識改革を推進する必要があります。

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できるよう意識啓発に努めます。

＜2＞ 仕事と子育ての両立支援の推進

（1）労働時間の改善

1日の中で親と子がふれあえる時間を確保するため、短時間勤務や所定外労働の制限等により、子育て期の労働時間の短縮を促進することが必要です。また、中小企業

に対しては、労働時間短縮の啓発や助成制度の利用促進を行うとともに融資制度の活用による経営の近代化を図ることも大切になります。

今後も、関連の助成制度及び融資制度の周知に努め、労働時間の短縮を促進していきます。

（２）育児・介護休業制度の周知

仕事をもちながら子どもと十分なスキンシップを図り養育できるよう、一定期間休業することができる育児休業制度の定着を図ることが必要です。育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用されます。

現在、本市では企業内子育て環境アップ事業の推進等により制度の周知啓発を行っています。

今後も、仕事をもちながら安心して子どもを養育できるよう、育児・介護休業制度の周知徹底を図るとともに定着できる体制づくりを企業へ働きかけていきます。

（３）働く親と子のふれあいの機会の確保

現在、本市では、中小企業に勤務する勤労者及び事業主を会員とする互助組織である「公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会」の運営を支援し、会員及び家族を対象に福利厚生事業や共済事業を実施しています。親子で参加しやすいテーマパーク等のバスツアーや各種のレクリエーション大会等のイベントを開催しています。

引き続き、厚生事業として親子が参加できるイベントや各種助成制度等により親子のふれあいの機会の確保を推進していきます。

（４）家庭における両立支援

仕事と子育ての両立支援を推進する中で、最も重要な部分として夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、共働き男女・専業主婦など様々なライフステージでお互いがバランスを取りあって子育てをしていくことが大切です。

そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく風土を育むための広報活動・相談体制の充実・子育てに関する情報提供の体制を図っていきます。

（5）父親の育児参加促進

女性の社会進出が進み、今や、子どもを持つ女性の半数以上が就労していますが、男性の意識改革が伴わず、育児や家事が女性にとって大きな負担となっています。そこで、男女平等思想の普及、男性の家事や育児への参画促進を図るための啓発事業が必要です。

そのためには、本市で実施しているプレパパ・プレママデビュー塾等を通して、父親の役割とその大切さを呼びかけ、積極的な育児参加へのサポートに努めていきます。

（6）再雇用特別措置の周知

事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者に対して、必要に応じ、再雇用特別措置等を実施するよう努力しなければなりません。再雇用特別措置とは、退職の際に、再雇用希望の申出をしていた者に対し、事業主が労働者の募集又は採用にあたって特別の配慮をする措置をいいます。

今後も、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が再雇用を希望した場合、再雇用特別措置の適用が可能となるよう企業へ周知していきます。



第6章 支援の必要な子どもと保護者へのサポートの推進

基本方針

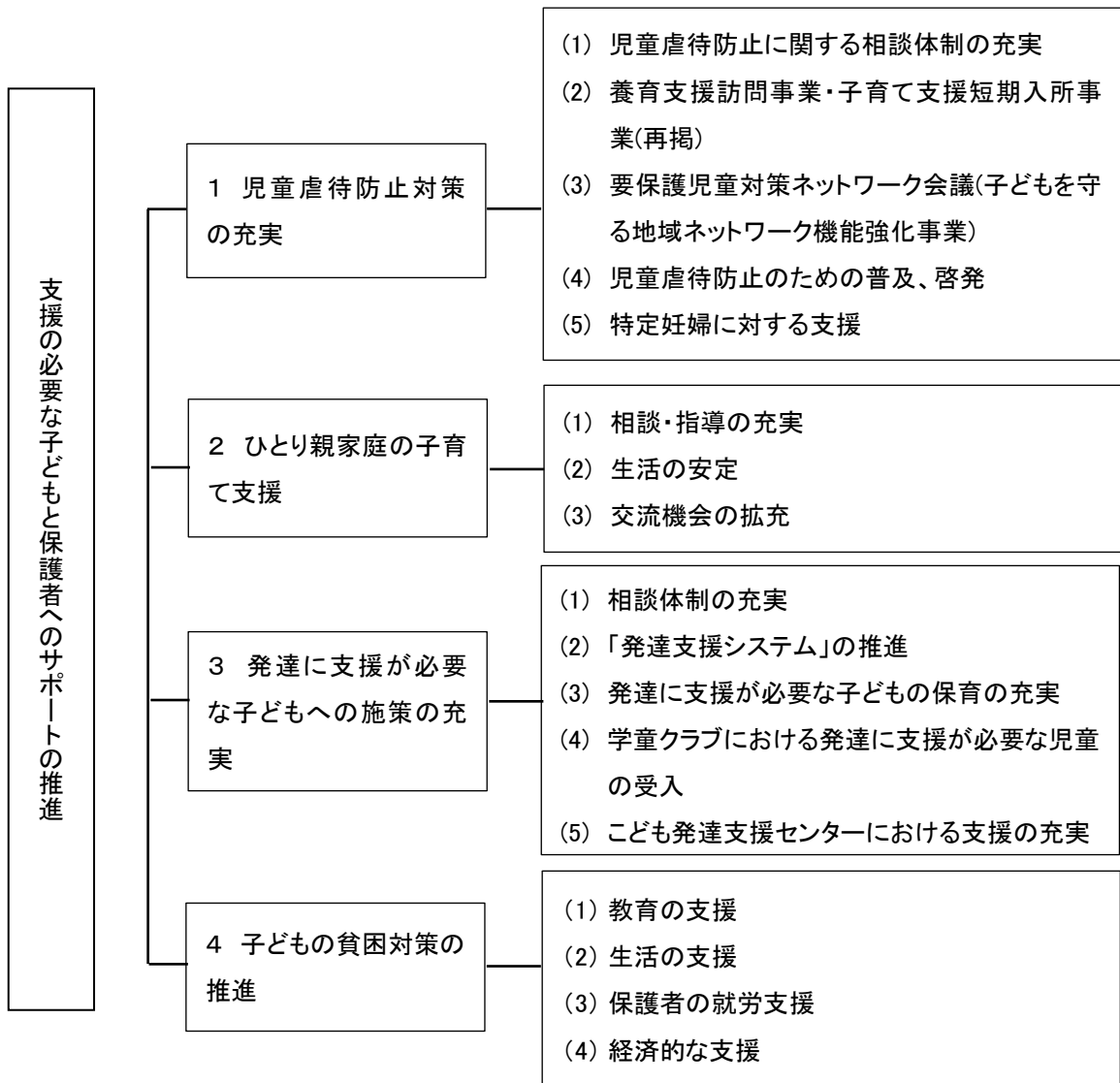
近年、少子化が進行する中、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境をつくり、子どもの将来の自立に向けた発達支援に取り組んでいくことが求められています。

発達障害や児童虐待・育児放棄・貧困・ひきこもり・不登校など、支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めるとともに、専門スタッフによる相談・支援体制の充実に図り、関係機関との連携をより一層推進し、安定した家庭環境づくりを行っていきます。

施策の方向

具体的な施策

事業名



< 1 > 児童虐待防止対策の充実

（1）児童虐待防止に関する相談体制の充実

児童虐待の通告数は増加する傾向にありますが、最近の傾向として、家庭内の人間関係の複雑化や家庭内の問題の多様化により解決困難な事例が多いことや、子どもや保護者が相談員等の助言や指導を受け入れないことから、改善が図られず、長期に支援が必要なケースが増えています。また国は、市町村の相談体制を強化するため、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の2022年度までに全市区町村に設置する目標に掲げています。

平成29年4月にこども総合サポートセンターを設置した際に家庭相談員をはじめ、母子・父子自立支援員、青少年相談員、教育委員会所管の教育相談専門員を一箇所に集約し、相談体制の強化を図ってきましたが、「子ども家庭総合支援拠点」の整備に向けて、さらに専門スタッフの配置や相談員のスキルアップを図るなど、相談体制の強化を推進していきます。

表16 虐待対応件数の推移

年度	事由別人数					終了	継続
	身体	性的	心理	ネグレクト	計		
平成26年度	76	1	41	47	165	49	116
平成27年度	81	3	55	49	188	51	137
平成28年度	83	3	93	53	232	79	153
平成29年度	83	5	71	59	228	103	125
平成30年度	79	3	59	60	201	74	127

（2）養育支援訪問事業・子育て短期支援事業（再掲）P38・40

養育支援訪問事業は、子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えている養育のための支援が特に必要である家庭に対して、ヘルパーを派遣し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上又は精神上の理由等により家庭で児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設で短期間、子どもを預かります。

両事業を効果的に活用することで、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

（3）要保護児童対策ネットワーク会議（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が毎年増加しているとともに、死亡や重体に繋がるような重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。

平成28年の児童福祉法改正において、市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化が盛り込まれ、より一層 関係機関との連携を図る中核的な役割を担うことになりました。

本市では、要保護児童対策地域協議会として「鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議」を設置し、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築しています。

虐待通告に対する迅速な対応はもとより、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を図るとともに役割分担を明確化し、地域での見守りと連絡体制を強化することで児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図っていきます。

参考項目 P30 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
<1>支援事業の見込み及び確保の方策
【9】子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（4）児童虐待防止のための普及、啓発

虐待に対する支援は、発見、通告から始まります。近年 児童虐待は、深刻な社会問題であることから、通告数も年々増加していますが、虐待の発見が遅れることで、重篤な児童虐待事件に繋がる危険があります。

特に集団に属していない就学前児童については、近隣・知人からの通告が虐待の発見に必要不可欠であり、また、保育園・幼稚園・小中学校等の集団に属している児童についても、関係機関での迅速な対応が重要となります。

虐待に苦しむ児童に対しての支援を少しでも早く開始するため、市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるように意識啓発を図っていく必要があります。

そのことから、オレンジリボン運動や児童虐待防止推進月間など、虐待防止のための普及啓発活動に積極的に取り組み、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施していきます。

（５）特定妊婦に対する支援

本市では、「鹿沼市子育て世代包括支援センター：いちごっこかぬま」を設置し、妊娠届出により把握された、特に支援の必要な妊婦に対して「特定妊婦」として妊娠中から保健師・助産師等が関わりを持ち、支援をしています。

虐待が、望まない妊娠等によることが大きな原因となっていることから妊娠期から継続した支援を行う必要があり、出産直後から、医療機関や家庭相談員と連携しながら育児支援をしていきます。

また、要保護児童対策ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携を強化していきます。

＜２＞ ひとり親家庭の子育て支援

（１）相談・指導の充実

ひとり親家庭の支援ニーズは、就労をはじめ、子育て、住居、同居家族の状況、DVなど、多様化しており、家庭の事情に応じて、支援方法を組み合わせる必要があります。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に対応するとともに、様々な問題を解決するため、各種相談業務を集約することで、各相談員が連携し対応しています。

今後も多岐にわたる支援ニーズに対応するため、各相談員をはじめ、関係機関等の連携を強化し、適切な支援メニューに繋がられるよう推進していきます。

（２）生活の安定

ひとり親、特に母子家庭の親は、就業率が高いものの、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足など賃金水準の低いパートやアルバイト等で働く人が多く、ひとり親家庭の貧困率が高いことに繋がっています。生活の安定を図るため、資格取得によるスキルアップや転職によるキャリアアップなど、適切な支援を行っていきます。

またひとり親家庭の自立を促進するため、児童手当、児童扶養手当、遺児手当等の支給、ひとり親家庭医療費助成や福祉資金の貸付による経済的援助、緊急時の対応としての介護人の派遣、市営住宅の提供などの住まいの確保に対する支援など、今後も制度の周知徹底に努め、総合的な対策を適切に実施していきます。

（3）交流機会の拡充

ひとり親家庭の親は、育児・家事・仕事をひとりでやっているため、負担も大きく、相談相手や交流の機会も少なく、孤立しがちです。

ひとり親家庭優待事業の機会やひとり親が会員の「鹿沼市ひとり親家庭福祉会」の協力を得ながら、共通の問題を抱える親同士で励まし合い、適切な子育てができるよう、交流機会の拡充に努めます。

＜3＞ 発達に支援が必要な子どもへの施策の充実

（1）相談体制の充実

乳幼児健診をはじめ、子どもの障がい等の早期発見の機会が増加したことで、子どもの障がい等についての理解が、社会でも認識されてきており、相談や支援に対するニーズが高まっています。

発達に支援の必要な子どもは、育ちの中で様々な課題を抱えていることやライフステージにより状況が変わるため、個々に適切な支援が必要です。

本市では、平成29年4月に「こども総合サポートセンター」を設置し、臨床心理士や保健師、保育士、専門の相談員が、「乳幼児期から就学期・就労期まで」、切れ目のない一貫した相談支援を行っており、今後も体制充実に向けて推進していきます。

また、発達に支援の必要な子どもを早期発見し、早い段階で療育に繋げることが子どもの成長の過程で、重要となります。乳幼児健診やのびのび発達相談事業など、早期発見の機会を充実させるとともに医療機関をはじめ関係機関と連携し、的確な評価と課題に合った適切な助言指導を実施していきます。

（2）「発達支援システム」の推進

「鹿沼市発達支援システム」は、発達に支援の必要な子どもと保護者に対して、早期から切れ目のない一貫した支援を提供するための取り組みです。

具体的な取り組みは、主に2つあり、ひとつは「保健、福祉、保育、教育、就労、生活」における支援等の情報を関係機関で共有することで、支援の連携を図っています。

もう一つは「発達支援計画」を作成し、ライフステージ（健診機関・療育機関⇄保育園・幼稚園⇄小学校・中学校⇄高校⇄大学⇄就労先）が移行する際に情報の更新と引継ぎを行うことで、一貫した切れ目のない支援を行っています。

その際、「発達支援計画」をはじめとする子どもに関する相談や支援情報を専用のネットワークシステムに蓄積し、更新することで、関係機関の間で情報共有や支援の引継ぎを行っています。また子どもの就学の際に幼稚園・保育園から小学校等に情報を確実に引き継ぐため、支援者間による引き継ぎ会議「連携支援会議」を開催しています。

今後も子どもと保護者に対して、関係機関が連携して一貫した総合支援ができるよう「鹿沼市発達支援システム」における取り組みを充実させ、推進していきます。

（3）発達に支援が必要な子どもの保育の充実

現在、本市では障がいの有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう環境を整え、保育所等で発達に支援が必要な児童を受け入れています。

年々多様化する保育ニーズへの対応や、育児に悩む保護者の不安解消のため、保育士のスキルアップを図る必要があります。

今後、さらに充実した保育を実施するため、のびのび発達相談や言語聴覚士による巡回相談、市内児童発達支援施設「こども発達支援センター 鹿沼市あおば園」と連携した療育体制を通して、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭の連携をはかり、児童の発達の支援を推進していきます。

（4）学童クラブにおける発達に支援が必要な児童の受入

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは、子どもの成長過程でとても大切であり、発達を促す重要な役割があります。

各クラブにおいて発達に支援が必要な児童を安心して受入れられるように、市では、学童の指導員を対象とした発達支援指導者研修会を実施しております。

現在、発達に支援が必要な児童については、全てのクラブにおいて受け入れることができます。今後も引き続き受け入れをし、さらには、日中活動の場を確保する、「日中一時支援事業」の事業者などとも連携を図りながら進めていきます。

（5）こども発達支援センターにおける支援の充実

本市では、「こども発達支援センター 鹿沼市あおば園」において、発達が気になる就学前の子どもに対して、様々な療育を提供し、遊びや学びを通して子どもの成長を促しています。

発達障害や発達に課題を抱える子どもは、年々増加していることから、あおば園に通園する児童も増えているため、平成29年度に療育室を増築しました。

また、医師や臨床心理士による発達相談や言語療法や理学療法、音楽療法、作業療法などの専門性の高い療育・指導を行っています。

今後もニーズに対応した質の高い療育等の支援を行えるよう体制の充実を推進していきます。

<4> 子どもの貧困対策の推進

（1）教育の支援

日本における子どもの貧困は、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困（人間として最低限の生存を維持することが困難な状態）」とは異なり、「相対的貧困（その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態）」を指します。このような子どもたちは、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立しやすく、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境に左右されることなく、将来に向けて夢と希望が叶えられるよう、自分の能力・可能性を最大限に生かすためには、教育や学習機会の格差を解消することが重要です。学習や進学等に不安や課題を持っている子どもに対し、学習支援や就学・進学に向けた支援を行います。また、学校をはじめ、地域の人々が連携することにより、さまざまな体験・交流活動の機会が図られるよう推進します。

（2）生活の支援

経済的に厳しい家庭は、健康面や人間関係、家庭などで、様々な課題を抱えていることが多く、このような状況にある子どもは、社会的に孤立しやすく、必要な支援が受けられないことから、一層困難な状況に置かれる傾向にあります。

すべての子育て世帯が孤立に陥らないように、家庭訪問や健診、保育園・幼稚園・学校等の見守りなど、様々な機会を活用し、支援が必要な子どもや保護者の早期発見を行います。また関係機関と連携し、家庭の見守りや相談への対応・指導、情報提供等の支援に努めるとともに、子どもたちが放課後に安心・安全に過ごすための食事、学習、遊び、交流ができる居場所づくりを推進します。

（3）保護者の就労支援

保護者が一定の収入を得ることで、生活基盤の安定が図られることから、保護者の就労が必要不可欠です。また保護者の就労は、生計の安定を図るだけでなく、働いて

いる姿を示すことで、子どもが働く意義を学び、将来、自立することで、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がります。そこで就労に向けた相談支援を行うとともに、保育サービスや学童クラブなど、仕事と子育ての両立に向けた支援を行うことで、保護者が安心して就労できる環境を整備します。また不安定な就労形態になることの多いひとり親家庭に対しては、資格取得や職業訓練等の支援を行うことで就労の機会や収入の向上を図ります。

（４）経済的な支援

経済的に厳しい状況にある家庭の子どもたちが、健やかに安心して生活するためには、生活基盤の安定が必要不可欠です。

生活の下支えしていくために、生活保護をはじめ、各種手当、助成や貸付等の制度について、活用促進のための周知や相談支援を推進し、経済的支援が必要な家庭に届くよう支援に努めるとともに、将来、経済的に自立できるよう、適切な指導やアドバイス等の支援を行います。